



Lloyd's  
Register

〒220-6010

横浜市西区みなとみらい 2-3-1

クイーンズタワー A 10F

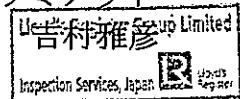
電話:045-682-5252 FAX: 045-682-5253

W04450833 号・2

日本原燃株式会社 殿

2016年9月5日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド  
インスペクションサービス 事業部長



## 2016年度 第1回定期監査 報告書

### (その2) 監査室の監査結果

#### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	2016年度 第1回定期監査
監査対象部門	(その2) 監査室
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館
監査実施日	2016年7月26日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

#### 2. 2016年度 第1回 定期監査の視点

##### 2.1 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(今年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド[以下、LRと記す]が監査業務を担当する)は、日本原燃(株)(以下、JNFLと記す)殿に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施してきた。これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

※：品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、改善策の成果を反映した日常活動、一般 QMS(品質マネジメントシステム)の対応状況、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動等が代表的なものとして挙げられる。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認してきた。

## 2.2 2016年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、前年度までの監査内容を踏襲し、JNFL 殿の各担当部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が改善策の理念を反映し、かつ、風化・形骸化せず実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とした。  
加えて、2015年度の保安検査において、濃縮事業部の現場管理や再処理事業部の設備保全活動に関して多くの指摘等を受けたことから、本件に関する監査室の保安活動に対する取組みも主要な監査対象の1項目として取上げた。

また、これまでの監査において、一般 QMS に係る活動と位置付けた「トラブル／不適合事象の再発防止対策の実施状況」や「内部監査の実施状況」は、引き続き監査対象とした。  
2016年度 第1回定期監査の注力事項を表1に示す。

監査室に対する監査に際しては、表1中の「監査実施項目」のうち、「監査対象項目」を監査した。

表1 2016年度 第1回定期監査の注力事項

	監査実施項目	監査対象
(1)	「改善策」を反映した日常業務(品質目標に取上げられた主な活動) <sup>*注)</sup> が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	○
(2)	監査室の保安活動(現場の管理、取り組み等) <sup>*注)</sup> が継続的に改善されている状況	○
(3)	トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)	—
(4)	トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置) <sup>*注)</sup> の取組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	前回までの監査結果(提言事項等) <sup>*注)</sup> のフォローアップ状況	—
(7)	その他(教育・訓練等) <sup>*注)</sup>	—

(注1) : (4)の監査項目については、「協力会社の活動」も対象とする。

\*注) : 添付1「部門別監査結果」中の表題表記の際には、括弧内の記載は省略する。

### **3. 監査の態様**

監査は、実地監査を基本とした。なお、実地監査の過程で3.1項に記載された状況になった際には文書監査を併用することとした。

#### **3.1 文書監査**

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

#### **3.2 実地監査**

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのではなく意義が薄く、「実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

### **4. 監査の基準**

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部にLRの知見を活用した。

- ◆JNFL各部門の全社品質保証計画書運用要則、および下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）[諸活動の底流として]

### **5. 監査結果の評定**

監査は事務局で決めていただいた部署の単位で実施した。あらかじめ計画された監査時間に応じて、被監査部署によっては、監査対象テーマの一部が省略されている場合がある。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

### **6. 監査員**

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めた。

## 7. 監査結果

監査室に対する注力事項は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、この度の被監査部署は 1 部署（品質監査 G）であった。

監査結果を添付 1 に、良好事例を添付 2 に、監査日程と出席者を添付 3 に示す。

総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見ていただきたい。

### ① 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」、「観察事項」、および「提言事項」は観察されなかった。

### ② 各注力事項に対する個別所見

#### (1) 「改善策」を反映した日常業務（品質目標に取上げられた主な活動）が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況

品質監査 G は、日常業務として内部監査に特化した組織である。

内部監査に係る諸手続きについては、内部監査要則に基づき、監査チェックシート、内部監査対象部署リスト、監査実施計画書などが準備され、力量が確認された監査員によって監査が行われている。現在、監査が終了した部署に対する監査報告書がとりまとめられている状況にある。

#### (4) トラブル／不適合事象の再発防止対策（是正処置および予防処置）の取組み状況

保安検査での指摘（保守管理に対する改善状況の遅延防止）に対し、品質監査 G が不適合管理票を起票し、原因究明を明確にした上で対策が行われており、不適合処理は適切である。

#### (5) 内部監査の実施状況

2015 年度の保安検査における指摘事項を受けて逐条的監査を織り込むなど、各事業部に対する品質監査 G の関与が深められている。この活動については、内部監査要則、監査計画、監査チェックシートなどに反映されており、各事業部に対して踏み込んだ監査が行われることが仕組みとして担保されている。

#### (2) 監査室の保安活動（現場の管理、取り組み等）が継続的に改善されている状況

#### (3) トップマネジメントによる品質保証の徹底（マネジメントレビュー）

#### (6) 前回までの監査結果（提言事項等）のフォローアップ状況

#### (7) その他（教育・訓練等）

品質監査 G における該当項目はない。

## 8. 終わりに

安全・品質本部及び全事業部を対象とした内部監査に対する取組みについては、事前準備段階から監査後のまとめに至るまで、それぞれが定められたルールに基づいて実行されていること、且つ、監査によって改善すべき点が顕在化されている状況から、品質監査 G の

一定の役割が適切に果たされていることが確認できた。

特に、内部監査の特質として、多くの部署に対して同じような聴取を繰り返して行うことがマンネリ化し易い要因と言えるが、積極的な情報入手活動や監査手法の適宜な改善など、監査側及び被監査側の双方において緊張感が保たれるような取組みが行われており、結果として、このような取組みが内部監査の形骸化防止に寄与しているものと見受けられる。

結論として、内部監査並びに不適合対応のいずれにおいても決められたことが着実に守られており、また、PDCAサイクルが適切に回っている状況より、日常業務は風化・形骸化せず、定着した活動となっていると判断するが、先の保安検査での指摘に見られるように、外部からの監査室に対する期待が高まっている状況を踏まえ、今後とも全事業部および安全・品質本部を俯瞰的に監視できる立場を活かした内部監査活動を意識することで、全社的な品質保証システムの維持・向上に大きく貢献することが期待される。

なお、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W04450833号-0)に記載するので、参照していただきたい。

以上

## **添付 1**

# **2016 年度 第 1 回定期監査結果**

## **(監査室)**

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

## 2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「監査室」No. 1）

被監査部門	監査部 品質監査G	
監査実施日	2016年 7月 26日	
(実地監査)		
(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	(参照文書・記録等)	
(2) 監査室の保安活動が継続的に改善されている状況		
(5) 内部監査の実施状況		
◆内部監査に係る基幹文書の「内部監査要則」（文書①）については、先の保安検査での指摘に対して改正が行われ、最新の状態になっている。タイミングを逸することなく、時宜を得た対応がなされている。		
◆2016年度の監査計画（文書②）を策定する際に、監査対象のプロセスや領域の状態を考慮することになっているが、保安検査での指摘を踏まえ、各事業部・室等の保安活動等に関わる課題に対しての活動が盛り込まれている（文書③）。		
具体的には、監査対象の状況に応じて同一年度内の監査を複数回実施することや、必須監査項目とその他必要に応じて実施する項目を明確に分け、前者については、例えば「NRA保安検査の重点方針による監査重点実施項目」を盛り込むなど、メリハリの利いた監査が行われるようにしている。		
◆監査時に使用される「チェックシート」（文書④）については、プロセス又はテーマ監査のみならず、逐条監査に係る多くの項目が新たに設定されており、踏み込んだ監査が期待できる仕組みとなっている。		
◆今年度の「内部監査対象部署リスト」（文書⑤）については、保安検査に直接的に係る部署を第一四半期に実施することが明確になっており、優先度が認識されていることが読み取れる。		
◆監査が終了した部署での監査結果については「監査報告書」（文書⑥）にとりまとめられており、現在、最終確定版の発行を待つ段階にある。		
◆内部監査員の資格については、監査実績に基づいて年度毎に見直しが行われ、「監査員リスト」（文書⑦）が最新の状態になっている。また、監査力量（文書⑧）については必要に応じて、各種教育・研修によって補完されている。		
(4) トラブル／不適合事象の再発防止対策の取り組み状況		
◆保安検査での指摘（文書⑨）に対し、品質監査Gが責任部署として「不適合管理票」（文書⑩）を起票し、保守管理に対する改善状況の遅延防止に係る対応が行われた。		
◆本不適合の原因が明確になっており、これに対する処置として「保守管理改善の全体計画」の改定が行われたが（文書⑪）、その際に、旧品質保証室（品質監査G）はチェックシート（文書⑫）に基づき、組織の変更など、網羅すべき内容に漏れの無いことを確認している。		
文書③は一過性の指示書だが、保守管理の改善を図る上において効果的なものであり、不適合管理票の運用と併せて、一連の不適合処理は適切であると見受けられる。		
(第三者監査所見)		
品質監査Gの主たる業務の内部監査については、要則に基づいて計画・実施されていることが個々のエビデンスによって確認できた。特に、監査項目の選定においては重点実施項目の設定、また、監査のやり方においては従来にも増して逐条監査を取り入れるなど、随所に今年度の特色が盛り込まれており、緊張感が保たれるよう工夫されていることを確認した。		

## **添付 2**

### **監査における 良好事例**

「改善策」からの成果が日常活動の中に組み入れられ、風化することなく定着・維持され、あるいは自律的改善が行われている状況を、監査チームは監査過程の随所で観察した。その中でも、特に印象深い内容を、ここに「良好事例」として記載した。

## 良好事例

1	監査手法の改善による効果
関連部門	監査部 品質監査 G
従来からのテーマ型監査だけでなく、品質保証文書類の定期レビューの実施状況などに対する逐条監査を取り入れた結果、チェックシートの運用面での改善すべき点が顕在化し、逐条監査による一定の成果を得た。	

添付 3

2016 年度 第 1 回第三者定期監査出席者(監査室)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査 部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
7	26	火	9:35	9:50	0:15	監査室	全被監査部署		402 会議室
			13:00	14:30	1:30		品質監査 G		
			17:30	17:50	0:20		全被監査部署		